

## 日本学術会議の会員選考に関する論点

日本学術会議では、会員選考に関しては、7 月 29 日の会長文書にも記したように、1. 選考助言委員会を置くこと、2. 次期会員の選考に特別な方法を導入することについては、認められないとしている。しかしながら、その点の根本的見直しがなされていないままである。

そのため、会員選考における論点を以下の通り示したい。

## ・選考助言委員会について

会員選考においてコ・オブテーションを採用することについては、政府と日本学術会議の間に概ね相違がないと言ってよい。しかしながら、この方式に加えて選考助言委員会を置くことは、「学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たす」<sup>1</sup>というコ・オブテーションの理念が棄損されることが懸念される。なぜならば、政府が想定する選考助言委員会は、日本学術会議外部の一定の社会的集団から委員が選出されることになっており、そのため、外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性があるからである。

以上の点からして、政府案にあるような選考助言委員会の設置は、学術の独立性及び学術に従事する者の自律的正統性を存在根拠とするナショナルアカデミーというコンセプトと合致しない。

## ・特別の選考方法について

第 26 期の会員選考では、7 月 19 日の会員選考等ワーキング・グループにおいて日本学術会議が説明したように、1.ダイバーシティの重視、2.分野横断的・中長期的課題に関する専門性、3.外部からの推薦の 3 つを重要な基本方針として掲げて公表<sup>2</sup>したうえで選考を行い、一定の成果を上げることができた。一連のプロセスについて報告書を作成・公表<sup>3</sup>すること等を通じて透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たしており、日本学術会議としては、今後も、この方針のもとに会員選考を行っていく所存である。

政府案では、第 27 期の会員選考において特別な方法を採用すべきであるとされているが、日本学術会議のミッションに照らして、それがなぜ必要かに関する理由は説明されていない。第 26 期に選考され第 27 期も会員を継続する者は、第 26 期の期首において内閣総理大臣から任命され、その付与された役割を 6 年間全うすることを託された者である。そ

---

<sup>1</sup> 日本学術会議（2021）「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」

<sup>2</sup> 日本学術会議（2022）「第 26－27 期日本学術会議会員候補者の選考方針」

<sup>3</sup> 日本学術会議（2023）「第 26－27 期会員候補者・連携会員候補者選考過程報告書」

の者たちを再度選考に付さねばならないのか、その理由が不明である。日本学術会議としては、まずこの点に納得することができない。

加えて、政府案にある特別な選考方法に関しては、会員選考と法人化は本来別次元の問題であり、設立委員が関与する方式自体に合理性がない。また、設立委員について、その属性や任命者が不明であること、また、会員選考にあずかる選考委員は、設立委員が内閣総理大臣の指定する者と協議の上、任命するとあるが、内閣総理大臣の指定する者の属性も不明である。そのため、第 27 期の会員選考が、政府をはじめとする外部の意見に左右され、コ・オペレーションの理念に沿って実施することができないのではないかと懸念される。

したがって、この方式は、ナショナルアカデミーは政府から距離を置いた中立的な学術組織でなければならないというコンセプトと合致しない。

・会員数・任期・定年、会長の互選、連携会員の在り方

会員の数、任期、定年等の根幹事項については、政府が提示している案に日本学術会議の考え方が十分反映されていないと言わざるを得ない。また、日本学術会議は、これらの点のうち法律に規定すべき最低限の事項を除いては、内規に委ねるべき事項であると考えており、より良い役割発揮のためにはどのように定めればよいか鋭意検討を重ねているところである。

これら日本学術会議にとって、会員選考に関する自律性・独立性というコンセプトがいかに重要であるかについてご理解のうえ、「特別な選考方法」等の法定を想定している事項については、このコンセプトに沿った慎重な議論を継続することが望まれる。